

事務連絡
令和6年3月26日

各 都道府県喀痰吸引等研修担当者 御中

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

喀痰吸引等研修における通信・遠隔研修の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、喀痰吸引等研修の実施における対応については、別添のとおり令和2年4月24日付事務連絡（以下「前事務連絡」という。）により、その取扱いを周知しており、これに基づきご対応いただいているものと承知しております。

前事務連絡においては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、喀痰吸引等研修の基本研修の弾力的な運用として、基本研修（講義）については、インターネット等を活用した通信・遠隔研修を実施することを可能としてきましたが、教育内容が担保できることを前提として、引き続きインターネット等を活用した研修として実施することが可能であるので、下記に留意の上、実施いただくよう、管内の登録研修機関に対する周知いただくようお願いいたします。

ただし、基本研修（演習）及び実地研修については、従前通り、インターネット等を活用した講義とすることはできませんので、ご留意願います。

なお、本事務連絡の発出により、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う喀痰吸引等研修の実施における対応について（令和2年4月24日付事務連絡）」については廃止します。

記

○ 通信・遠隔研修に実施について

喀痰吸引等研修の研修内容の一部についてインターネット等を活用した通信・遠隔研修をして実施するに当たっては、以下の事項についてご留意ください。

(1) 通信・遠隔研修を可能とする範囲は、基本研修（講義）（以下「講義」という。）に限ります。

(2) 通信・遠隔研修の実施方法・内容については、

- ・都道府県又は登録研修実施機関（以下「都道府県等」という。）が実施する講義の同時中継（ライブ配信）
- ・都道府県等が実施した講義を録画したDVD等メディアの配布又はオンデマンド配信
- ・都道府県が実施しようとする講義を映像化したDVD等メディアの配布又はオンデマンド配信
- ・遠隔システム等を活用した講義

等の手法が想定されますが、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社援0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「実施要綱」という。）の別添1に規定する「喀痰吸引等研修実施委員会」において、通信・遠隔研修の実施方法等について、十分に検討等を行った上で実施してください。

(3) 通信・遠隔研修を実施する場合には、研修受講者の受講・進捗状況を適正に管理するため、受講・進捗状況を定期的に報告させる等の方法を研修受講者に周知し、受講状況の把握及び進捗管理を徹底してください。

(4) 通信・遠隔研修修了後、実施要綱別添2及び3に規定する修得程度の審査方法（筆記試験）により、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための知識を修得していることを必ず確認してください。

(5) 技術的あるいは経済的な理由等により、研修受講者が通信・遠隔研修を受講できない等の不利益が生じないよう、十分に配慮してください。